（特定供給の廃止届出）

第四十五条の二十六　法第二十七条の三十第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第四十八条の二　法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット）を超えること。

二　一般送配電事業者が離島供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

（保安規程）

第五十条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二　［略］

2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号（その者が発電事業（その事業の用に供する発電用の電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）を営むもの以外の者である場合にあっては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。）に掲げる事項を定めるものとする。

一～十五　［略］

3～9　［略］

（立入検査の身分証明書）

第百三十三条　法第百七条第九項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

（特定供給の廃止届出）

第四十五条の二十六　法第二十七条の三十一第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第四十八条の二　法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット）を超えることとする。

（保安規程）

第五十条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。）の用に供するもの

二　［略］

2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一～十五　［略］

3～9　［略］

（立入検査の身分証明書）

第百三十三条　法第百七条第八項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

別表第一（第三条の二の二関係）

区域	離島
［略］	［略］
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甑島、中甑島、下甑島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島、馬毛島
［略］	［略］

附　則

（第三条新法附則第十項の規定による認定の申請）

第十八条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び直近年度の資金調達実績（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。）

3　［略］

4　附則様式第二及び前三項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第一（第三条の二の二関係）

区域	離島
［略］	［略］
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甑島、中甑島、下甑島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島
［略］	［略］

附　則

（第三条新法附則第十項の規定による認定の申請）

第十八条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び直近年度の資金調達実績（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。）

3　［略］

4　附則様式第二及び前三項の規定は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

備考　表中の［　］は注記である。